

みまもり定期預金『ことぶき』

令和4年1月4日現在適用中

1. 商品名	みまもり定期預金『ことぶき』(スーパー定期預金) 愛称：ことぶき
2. 取扱対象	・ 65 歳以上の個人（個人事業主含む）
3. 預入期間等	・ 1 年 自動継続式 （元金継続・元利金継続） ・ 通帳式・証書式定期預金 （総合口座の取扱いはありません）
4. 募集総額	50 億円
5. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 普通預金からの振替による ・ 500,000 円以上 10,000,000 円以下 ・ 1 円単位
6. 払戻方法	満期日以降に一括して払い戻しします
7. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 固定金利 ・ ご契約時のスーパー定期預金 1 年ものの店頭表示金利に 0.05% 上乘せし、満期日まで適用します。 ・ 1 年後以降の満期到来時はスーパー定期預金 1 年ものの店頭表示金利が適用となります。 ・ 期日以降に一括して支払います。 ・ 付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割り計算
8. 税金	・ 利息には 20% の（国税 15%、地方税 5%）の税金がかかります。 ・ 平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までにお支払いする利息には復興特別所得税が加算されるため、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります。 （ただしマル優をご利用の場合は税金はかかりません）
9. 手数料	—
10. 中途解約時の取扱	当金庫がやむをえないと認めて満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します 預入期間が 6 か月未満の場合 解約日における普通預金利率 預入期間が 6 か月以上 1 年未満の場合：約定利率×50% ※約定利率：契約時または継続時の適用利率。
11. 取扱期間	・ 令和 4 年 1 月 4 日～ ※金利情勢の変化等によりお取扱いを中止することがあります。

11. 苦情処理措置、紛争解決措置	・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は当金庫営業日に営業店またはお客様相談センター（0120-088-918、受付時間 9:00～17:00）にお申し出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（03-3581-0031）、第一東京弁護士会（03-3595-8588）、第二東京弁護士会（03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので希望されるお客様は当金庫営業日に上記お客様相談センターまたは全国しんきん相談所（03-3517-5825）、受付時間 9:00～17:00）にお申し出下さい。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）— もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談センターもしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
12. その他	・ 預金保険制度の付保対象預金です 預金保険によって、当金庫の他の対象預金口座と合わせて、おひとりあたり元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。